

信州の木供給体制整備事業（JAS製材品供給拡大支援）実施要領

制定令和7年4月22日付け7信木利第20号
(最終改正 令和8年3月27日付け7信木利第211号)

(趣旨)

第1 この要領は、信州の木供給体制整備事業（JAS製材品供給拡大支援）（以下「事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び木材関係事業補助金交付要綱（平成3年7月10日付け3林業第163号。以下「要綱」という。）に規定のあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 本県の木材加工施設におけるJAS（日本農林規格）認証の取得を支援することにより、長野県内で産出される木材（以下「県産材」という。）の利用拡大を促進する。

(事業主体)

第3 事業主体は、長野県内に事業所及び加工工場を有し、県産材を使用してJAS製品の生産に取り組もうとする事業者とする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4 補助対象事業及び補助対象経費は別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、対象事業としない。

- (1) 国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- (2) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (3) 宗教的活動に関する事業
- (4) 政治的活動に関する事業
- (5) 公序良俗に反する事業

(実施計画)

第5 事業主体は、実施計画書（様式第1号）を作成し、地域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

2 局長は、前項に規定する計画書の提出があったときは、規則、要綱及び要領に基づき、内容を審査し、適当と認められるときは、林務部長（以下「部長」という。）に協議するものとする。

3 部長は、前項に規定する計画書の協議があったときは、当該年度の予算措置状況に基づき補助金額を審査し、適当と認められるときは、局長に対し同意するとともに、補助金額の内示を行うものとする。

4 局長は、前項の規定による同意及び内示があったときは、事業主体に対し、計画書の承認及び内示を行うものとする。

(早期着手)

第6 事業主体は、第5第4項に規定する承認を受けた事業に関し、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手することはできない。

ただし、局長がやむを得ない事由があると認めた場合にあっては、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

- 2 事業主体は、早期着手するときは、早期着手協議書（様式第2号）を局長に提出するものとする。
- 3 局長は、前項の協議があったときは、内容を審査し、やむを得ない事由があると認められる場合は、事業主体に対し、同意するものとする。
- 4 局長は、前項に規定する通知に早期着手の同意の条件を記載することとし、その条件は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 補助金の交付決定前に発生した事故等の責は事業主体が負うこと。
 - (2) 補助対象経費及び補助金額は、補助金の交付決定のときに変更することがあること。

(交付申請)

第7 事業主体は、第5第4項に規定する補助金の内示を受けたときは、要綱第4第1項の規定により木材関係事業補助金交付申請書及び補助要件確認書（様式第3号）を作成し、局長に提出するものとする。

- 2 局長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、規則、要綱及び要領の規定に基づき内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定をし、その旨を事業主体に通知するものとする。
- 3 局長は、前項の通知に要綱第3第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を補助金の交付の条件として付すものとする。
 - (1) 事業主体は、規則、要綱及び要領に従わなければならないこと。
 - (2) 事業主体は、交付決定日から起算して原則2年以内にJAS認証を取得すること。
また、複数年連続して当該事業を活用する事業主体は、事業初年度の交付決定日から起算して原則2年以内にJAS認証を取得すること。ただし、やむを得ない事由により期限内にJAS認証の取得が困難である場合は、第12第2項の規定により協議すること。
 - (3) 事業主体が交付の条件に違反した場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(変更)

第8 要綱第3第1項第1号に規定する重要な変更は、補助金額の増額又は30%以上の減額とする。

- 2 事業主体は要綱第3第1項第1号及び第3号に規定する変更等を行おうとするときは、要綱第5の規定により、定められた各種申請書を局長に提出するものとする。
- 3 局長は、前項の規定による変更の申請があったときは、規則、要綱及び要領の規定に基づき内容を審査し、適当と認められるときは、部長に協議するものとする。

ただし、要綱第3第1項第3号のうち完了期限の延長、及び重要な変更以外の変更に
ついては、部長への協議は不要とし、局長が規則、要綱及び要領の規定に基づき内容を
確認の上、適当と認められるときは、補助事業者に対し変更の承認を行い、その旨を部

長に報告するものとする。

- 4 部長は、前項の規定による協議があったとき、内容を審査し適当と認められるときは、同意し、必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする。
- 5 局長は、前項の規定による同意があったときは、事業主体に対し変更の承認及び必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする。
- 6 前項の規定による変更の内示に伴う補助金の交付申請は、要綱第4第1項の規定により木材関係事業補助金変更交付申請書を作成し、局長に提出するものとする。

(実績報告)

第9 事業主体は、事業が完了したときは、要綱第8第1項の規定により木材関係事業実績報告書に次に掲げる書類を添付して局長に提出するものとする。

(1) 支出の根拠となる書類

(2) その他局長が特に必要と認める書類

- 2 事業主体は、要綱第4第5項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合、前項の実績報告を行うに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業主体は、要綱第4第5項ただし書の規定により補助金の交付の申請し、第1項の実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額が上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに報告するとともに、当該金額を局長に返還しなければならない。

(額の確定)

第10 局長は、第9第1項の規定による実績報告書の提出があったときは調査を行い、調査調書（様式第5号）を作成するものとする。

- 2 局長は前項の規定による調査を実施した結果、適当と認められるときは、事業主体に対し、補助金額の確定をするものとする。

(補助金の交付請求)

第11 事業主体は、補助金の交付請求を行うときは、要綱第9に規定する木材関係事業補助金交付（概算払）請求書によるものとする。

- 2 事業主体は、第7第2項の規定による交付決定を受けた補助金に関し、概算払を請求することができ、その請求額は、必要に応じ全額とすることができる。

(状況報告)

第12 局長は、事業主体がJAS認証を取得するまでの間、その進捗状況を確認するため、事業主体に対し資料の提出を求めることができる。

- 2 事業主体は、やむを得ない事由により、交付の条件に付された期限内にJAS認証の取得が困難となったときは、引き続き取得に向け努めるとともに、取得を前提とした期限の延長について、局長に協議するものとする。
- 3 局長は、前項の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないと認められるときは、同意するものとする。

ただし、局長は、JAS認証の取得まで、引き続き進捗状況を確認するものとする。

- 4 局長は、前項の規定により同意したときは、その旨を部長に報告するものとする。
- 5 事業主体は、J A S 認証取得後、すみやかに局長へその旨を報告するものとし、局長はその旨を部長へ報告するものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年度の事業から適用する。

別表

事業区分	補助対象事業	補助対象経費
(1) 資格の取得	J A S 認証の申請に必要な資格の取得	資格取得に要する、講習会受講料、試験費用、旅費 等
(2) 試験の実施	J A S 認証の申請に必要な試験の実施 (木材水分計や機械等級区分装置の管理基準作成のための事前試験 等)	大径材に対応した乾燥スケジュールの確立及び試験に要する原材料費 (※1)、運搬費 等 ※1 試験で使用し販売できない試験体の製造原価を補助対象とし、実績報告時にその根拠書類を添付すること。 ※2 県試験機関へ支払う手数料は対象外。
(3) 申請・検査	審査機関へ J A S 認証の申請及びそれに伴う実地・製品検査の実施	審査機関へ支払う手数料 (検査料・試験料を含む)、検査員の旅費、実地・製品検査に要する原材料費 (※3)・運搬費 等 ※3 検査で使用し販売できない試験体の製造原価を補助対象とし、実績報告時にその根拠書類を添付すること。